

社会福祉法人神教福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神教福祉会の役員および評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会および評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長ならびに理事(以下、「理事長等」という。)が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬および交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬および交通費を支払うことができる。なお、理事長等が評議員会に出席し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬および交通費はこれを支払わないものとする。

3 交通費は実費を支給する。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会および評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および交通費を支払うことができる。ただし、理事長等が当該法人の職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 交通費は実費を支給する。

3 役員の退職慰労金は、役員が退任した場合(在任中に死亡した場合を含む。)に、別表3に基づき支給し、役員が在任中に死亡した場合には、その遺族に支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

4 本条前項に定める退職慰労金は、当該法人の職員を兼ね、職員給与の支給を受ける職員には支給しない。

(監事の勤務報酬等)

第5条 監事が理事会および評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬および交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬および交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会および評議員会(出席)以外の日において、法人および施設の指導検査への立会および運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および交通費を支払うことができる。

3 交通費は実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬総額)

第7条 理事に対して支払う報酬は、各年度総額100万円を超えない範囲とする。

2 監事に対して支払う報酬は、各年度50万円を超えない範囲とする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和5年4月1日より適用する

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬	5,000円	実費
評議員会出席報酬	5,000円	実費

※報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表2 (日額)

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬	10,000円	実費
理事業務報酬	5,000円	実費
監事監査報酬	5,000円	実費

※報酬は、所得税控除後の金額とする。

役員退職慰労金 別表3

退職慰労金の額(1人当たり)
70,000円×在任年数(※)

(※) 1年未満の端数日は切り捨てる(任期満了日の都合で端数が生じた場合を除く)。

別表4

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	12,000円	5,000円	実 費

※報酬は、所得税控除後の金額とする。